

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日)
に当るときは、そ
の翌日

目 次

- ◇ 告 示 生活保護法による医療機関の指定(福祉保健課)
生活保護法による医療機関の名称の変更()
生活保護法による診療所の廃止()
大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われること
がある旨の告示(三件)(経営流通課)
県営土地改良事業計画の決定(三件)(農村整備課)
開発行為に関する工事の完了(都市計画課)
収入証紙の小売りさばき人の指定の廃止(会計課)
収入証紙の小売りさばき人の届出事項の変更()
猟銃等の取扱いに関する講習会の開催(生活保安課)
- ◇ 公 告 一般競争入札の実施(水産課)
随意契約の予定(消防防災課)
落札者の決定(三件)(管財課)
落札者の決定(病院局総務課)
- ◇ 正 誤 平成九年四月三十日付鳥取県告示第三百三十五号中訂正

告 示

鳥取県告示第三百四十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により次のとおり告示する。

平成九年五月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
だいち薬局	八頭郡智頭町大字智頭一八九三―五	平成九年三月二十五日
西伯町訪問看護ステーション	西伯郡西伯町大字倭四八二	平成九年四月一日
いけだ整形外科クリニック	米子市安倍二二六―一	平成九年四月七日
医療法人米沢歯科医院	鳥取市大榎町二二―一	〃
有限会社フォルテシモ	米子市西福原一六六九―二	〃
トベ薬局	米子市彦名町一―一	〃
有限会社梨花調剤薬局	東伯郡東郷町大字中興寺三五五―五	平成九年四月二十一日

鳥取県告示第三百四十九号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成九年五月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	キマチ外科・整形外科・ リハビリテーション医院
所 在 地	西伯郡名和町大字富長七五五―五
変 更 年 月 日	平成八年九月五日

鳥取県告示第三百五十号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成九年五月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	医療法人米沢歯科医院	所 在 地	鳥取市南町六〇九	廃 止 年 月 日	平成八年六月三十日
	仲倉医院		倉吉市越殿町一五五―一		平成九年三月二十日

鳥取県告示第三百五十一号

次の届出に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第九号）第三条第二項の規定により告示する。

平成九年五月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出者の名称	有限会社いとう電器本店	届出に係る建物の名称	マツヤデンキ倉吉店	届出に係る建物の所在地	倉吉市山根五九二―一ほか
--------	-------------	------------	-----------	-------------	--------------

鳥取県告示第三百五十二号

次の届出に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第九号）第三条第二項の規定により告示する。

平成九年五月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出者の名称	協同組合丸合	届出に係る建物の名称	丸合道笑町店	届出に係る建物の所在地	米子市陽田町三六―一ほか
--------	--------	------------	--------	-------------	--------------

鳥取県告示第三百五十三号

次の届出に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第九号）第三条第二項の規定により告示する。

平成九年五月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出者の名称	株式会社しまむら	届出に係る建物の名称	ファッションセンターしまむら東伯店	届出に係る建物の所在地	東伯郡東伯町大字丸尾二四六―一
--------	----------	------------	-------------------	-------------	-----------------

鳥取県告示第三百五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営ため池等整備事業高姫地区ため池等整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成九年五月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成九年五月十二日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

会見町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第三百五十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営ため池等整備事業清山地区ため池等整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成九年五月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成九年五月十二日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

岸本町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第三百五十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営ため池等整備事業富長地区ため池等整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成九年五月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成九年五月十二日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

名和町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第三百五十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成九年五月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成八年十二月二十六日 鳥取県指令米土維十第二十六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市長砂町

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

境港市渡町一一九一二

株式会社シヨーク

代表取締役 松谷 佳興

鳥取県告示第三百五十八号

次のとおり鳥取県収入証紙の小売りさばき人の指定を廃止したので、告示する。

平成九年五月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

廃止年月日	住 所	名 称
平成九年五月六日	米子市角盤町二丁目五五	株式会社鳥取銀行角盤町支店

鳥取県告示第三百五十九号

鳥取県収入証紙規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号）第十二条第一項の規定

に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成九年五月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
株式会社鳥取銀行 米子中央支店	名 称 売りさば き場所	株式会社鳥取銀行米 子本通支店	株式会社鳥取銀行米 子中央支店	平成九年五月六日
		米子市四日市町八〇	米子市角盤町二丁目 五〇	

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成9年5月9日

鳥取県公安委員会委員長 牧 野 晋

1 講習の種別及び受講対象者
経歴者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
 - (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの
- 2 開催の日時及び場所

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成9年5月9日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 売却物件

- (1) 船 名 元鳥取県水産試験船「第一鳥取丸」
 - (2) 船 質 鋼
 - (3) 総 ト ン 数 147.87トン
 - (4) 主 要 寸 法 30.26m (長) ×6.80 (幅) ×2.90m (深)
 - (5) 速 力 (航海) 10.50ノット
 - (6) 定 員 18名
 - (7) 主 機 関 6 MG22L X (株式会社新潟鐵工所)
農林410馬力 800軸馬力×750rpm 1基
 - (8) 船 体 製 造 者 若松造船株式会社
 - (9) 竣 工 年 月 日 昭和56年2月24日
 - (10) 検 査 有 効 期 限 平成9年3月15日
- 2 船舶の所在地
鳥取県境港市竹内団地水産試験場前岸壁
- 3 下 見
鳥取県農林水産部水産課に連絡の上、随時2の場所において下見することができる。
- 4 売却の方法
一般競争入札

種別/区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経 験 者 講 習	平成9年6月5日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市糶町一丁目160 西部総合事務所講堂	八橋・米子・境港・溝 口・黒坂の各警察署の 管内に居住する者
	平成9年6月24日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁県議会議会棟2階 第2執行部控室	岩美・鳥取・郡家・智 頭・浜村の各警察署の 管内に居住する者

3 講習時間及び講習科目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習科目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- 4 受講申込手続
所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地在管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。
- 5 講習受講手数料及びその納付方法
 - (1) 講習受講手数料 2,400円
 - (2) 納付方法
(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。
- 6 携行品
筆記用具及び印鑑

<p>5 入 札</p> <p>(1) 日 時 平成9年5月22日(木) 13時30分から</p> <p>(2) 場 所 鳥取市東町一丁目220番地 農林水産部入札室(本庁舎4階) 入札後即時開札</p> <p>(3) 入札の方法 出頭入札とし、郵送による入札は認めない。</p> <p>(4) 入札保証金 入札に参加する者は、当日入札金額の100分の5以上の額を入札前に納付することとする。</p> <p>(5) 入札参加資格 禁治産者及び準禁治産者並びに破産者で復権を得ない者は入札に参加することができない。</p> <p>(6) 入札の無効 入札参加資格のないものとした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効となる。</p> <p>(7) そ の 他 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税にかかる課税業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>6 契 約</p> <p>(1) 締 結 期 限 落札後5日以内</p> <p>(2) 契 約 保 証 金 契約金額の100分の10以上の額</p> <p>(3) 契約条項を示す場所 鳥取県農林水産部水産課内</p> <p>7 その他 入札参加を希望する者及び詳細については、鳥取県農林水産部水産課(電話0857-26-7328、ファクシミリ 0857-26-8131)に照会すること。</p> <p>随意契約を行うので、次のとおり公告する。</p>	<p>平成9年5月9日</p> <p>鳥取県知事 西 尾 邑 次</p> <p>1 購入物品の名称及び数量 中型ヘリコプター(ベル式412EP型) 1機</p> <p>2 仮契約の予定日 平成9年5月30日</p> <p>3 随意契約によることとする理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第1号</p> <p>4 随意契約を予定している相手方の名称 三井物産エアロスペース株式会社</p> <p>5 契約に関する事務を担当する課の名称等 鳥取県生活環境部消防防災課</p> <p>〒680-70 鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7063</p> <p>6 本契約の締結 この調達については、鳥取県議会において可決された後、本契約を締結する。</p> <p>7 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be purchased : 1 (ONE) Medium-sized helicopter (Bell Model 412EP)</p> <p>(2) Expected date of the contract award : 30. May. 1997</p> <p>(3) Reasons for the use of a single tendering procedure : as provided for in the Cabinet Order stipulating special procedures for Local Public Bodies procurement of goods and services. (Cabinet Order NO. 372 of 1995) Article 10, Paragraph 1, Item 1</p> <p>(4) Contact point for the notice : Fire Defense and Disaster Prevention Division, Department of Livelihood and Environment, Tottori Prefectural Government 1-271 Higashi-machi, Tottori-shi, 680-70 Japan TEL 0857-26-7063</p>
---	--

<p>一般競争入札により落札者を決定したので、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年12月鳥取県規則第106号）第14条の規定に基づき、次のとおり公告する。</p> <p>平成9年5月9日</p> <p style="text-align: right;">鳥取県知事 西 尾 邑 次</p> <p>(1) 調達件名及び数量 鳥取県庁舎及び西町・東町分庁舎清掃作業 一式</p> <p>(2) 調達方法 役務の提供</p> <p>(3) 契約方式 一般競争入札</p> <p>(4) 落札決定日 平成9年3月27日</p> <p>(5) 落札者の氏名及び住所 鳥取ビルクリナー株式会社 鳥取市川端三丁目218</p> <p>(6) 落札価格 76,987,050円（消費税額及び地方消費税額を含む。）</p> <p>(7) 入札公告日 平成9年2月14日</p> <p>(8) 落札方式 最低価格落札方式</p> <p>(9) 契約事務担当部局の名称及び所在地 鳥取県総務部管財課 鳥取市東町一丁目220</p>	<p>(1) 調達件名及び数量 A重油 J I S I 種 2号 1,216キロリットル 購入</p> <p>(2) 調達方法 一般競争入札</p> <p>(3) 契約方式 平成9年3月27日</p> <p>(4) 落札決定日 松本油店</p> <p>(5) 落札者の氏名及び住所 米子市西福原一丁目1-63</p> <p>(6) 落札価格 37,800円/キロリットル（消費税額及び地方消費税額を含む。）</p> <p>(7) 入札公告日 平成9年2月14日</p> <p>(8) 落札方式 最低価格落札方式</p> <p>(9) 契約事務担当部局の名称及び所在地 鳥取県立中央病院事務部管財課 鳥取市江津730</p>
<p>一般競争入札により落札者を決定したので、鳥取県病院局財務規程（平成7年3月鳥取県病院局管理規程第12号）第70条の規定により例によることとされる鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年12月鳥取県規則第106号）第14条の規定に基づき、次のとおり公告する。</p> <p>平成9年5月9日</p> <p style="text-align: right;">鳥取県営病院事業管理者 岩 宮 緑</p>	<p>一般競争入札により落札者を決定したので、鳥取県病院局財務規程（平成7年3月鳥取県病院局管理規程第12号）第70条の規定により例によることとされる鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年12月鳥取県規則第106号）第14条の規定に基づき、次のとおり公告する。</p> <p>平成9年5月9日</p> <p style="text-align: right;">鳥取県営病院事業管理者 岩 宮 緑</p> <p>(1) 調達件名及び数量 鳥取県立中央病院清掃作業 一式</p> <p>(2) 調達方法 役務の提供</p> <p>(3) 契約方式 一般競争入札</p> <p>(4) 落札決定日 平成9年3月27日</p> <p>(5) 落札者の氏名及び住所 山陰リネンサプライ株式会社 鳥取市富安二丁目159</p>

- (6) 落札価格 72,030,000円 (消費税額及び地方消費税額を含む。)
- (7) 入札公告日 平成9年2月14日
- (8) 落札方式 最低価格落札方式
- (9) 契約事務担当部署の名称及び所在地 鳥取県立中央病院事務部管財課
鳥取市江津730

—一般競争入札により落札者を決定したので、鳥取県病院局財務規程 (平成7年3月鳥取県病院局管理規程第12号) 第70条の規定により例によることとされる鳥取県物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める規則 (平成7年12月鳥取県規則第106号) 第14条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成9年5月9日

鳥取県営病院事業管理者 岩 宮 緑

- (1) 調達件名及び数量 鳥取県立厚生病院清掃作業及び食器洗浄作業 一式
- (2) 調達方法 役務の提供
- (3) 契約方式 一般競争入札
- (4) 落札決定日 平成9年3月28日
- (5) 落札者の氏名及び住所 株式会社エバーグリーン
倉吉市上井353-5
- (6) 落札価格 45,171,000円 (消費税額及び地方消費税額を含む。)
- (7) 入札公告日 平成9年2月14日
- (8) 落札方式 最低価格落札方式
- (9) 契約事務担当部署の名称及び所在地 鳥取県立厚生病院事務部管財課
倉吉市東昭和町150

正 誤

平成九年四月三十日付鳥取県告示第百三十五号 (鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正について) 中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 九

段 上

行 後ろから三から一

米子市中央支店

正 誤 米子中央支店